

もしもあなたの身近な人が認知症になったら？！

～成年後見制度を知っておこう～

「成年後見制度」という言葉を最近よく耳にするけれど、誰が？どんな時に？
どんなこと？を利用することができるのか？そんな疑問に国分寺市役所で法律相談をされている
中井信郎弁護士をお招きして、事例を通して分かりやすく解説いたします。

日時

平成29年 **2**月**5**日(日)

14時～16時(開場 13:30～)

会場

国分寺Lホール(国分寺ターミナルビル8階)

講師

多摩八王子法律事務所
弁護士 中井 信郎 氏



定員

100名(先着申込み順) 1/10(火)受付開始
下記までお電話もしくはメールにてお申し込みください

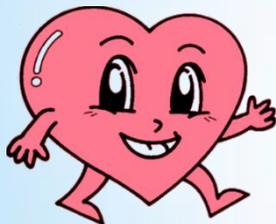
参加費
無料

手話通訳あり

【内容】

- 1、講演「もしもあなたの身近な人が認知症になったら？」
- 2、権利擁護センターこくぶんじの事業説明
- 3、市民後見人の実践報告

※市民後見人とは、一般市民による成年後見人。判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。



社協イメージキャラクター マゴコロくん

問合せ・お申込み

主催：(社福)国分寺市社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ
☎042-580-0570 ✉soudan@ko-shakyo.or.jp
開館：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日除く)

中井 信郎氏 プロフィール

□佐賀県出身、早稲田大学法学部卒、中央大学法科大学院修了

□平成20年 弁護士登録（長崎県弁護士会）

□平成24年 東京弁護士会に登録換

□弁護士法人多摩パブリック法律事務所（立川市）に入所。

□平成27年 多摩八王子法律事務所へ移籍

□現在

東京三弁護士会多摩支部 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長
国分寺市役所市民相談（法律相談）相談員

（主な取り扱い分野）

一般民事事件（売買、賃貸借など）、家事事件（離婚、相続、後見事件など）、
刑事事件、破産管財事件、負債整理案件、中小企業支援などを手がける。

成年後見制度って？

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分で、財産管理や契約等の法律行為をすることが難しかったり、悪徳商法の被害に遭う恐れのある方などが、不利益にならないように家庭裁判所が援助者を選び、本人のために活動する制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が不十分な場合に利用できる「法定後見制度」と、将来判断能力が衰えた時に備えて契約しておく「任意後見制度」があります。

後見人になれる人はどんな人？

申し立てできるのは誰？

後見人にできること・できないことは何？ 等々・・・

こんな疑問に司法書士・社会福祉士がお答えする
「成年後見専門相談」（予約制）開催中！

【開催日時】毎月第2木曜日(原則) 13:30~16:30 (1件1時間)

【開催場所】権利擁護センターこくぶんじ

お気軽に「権利擁護センターこくぶんじ」までお問い合わせください♪